

空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託契約書

- 1 委託業務の名称
空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託
- 2 委託業務期間
令和元年6月11日から令和元年9月30日まで
- 3 委託業務の実施場所
(1) 花巻市葛第1地割68番 岩手県立花巻農業高等学校
- 4 委託料の額
円（うち、消費税額及び地方消費税額分 円）
- 5 契約保証金
円とする。

岩手県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別添空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第3条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書きに基づいて乙が売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、会計規則第38条第2項の規定により、会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。た

だし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託金額又は委託業務期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は甲が負担する。

(完了報告及び検査)

第7条 乙は、委託業務を実施したときは、速やかに空調換気扇及び冷房機保守点検業務委託仕様書に定める報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了のための検査を行わなければならない。

4 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託金額の請求及び支払)

第8条 乙は、前条の検査に合格したときは、委託料請求書（様式第3号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、委託料を乙の請求により次のとおり支払うものとする。

令和元年6月分 円（うち、消費税及び地方消費税 円）

令和元年8月分 円（うち、消費税及び地方消費税 円）

令和元年9月分 円（うち、消費税及び地方消費税 円）

3 甲は、第1項の請求書を受理したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

(検査の遅延)

第9条 甲がその責に帰すべき理由により第7条第3項の期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(支払遅延利息)

第10条 甲はその責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払額に対して年2.7パーセントの割合で計算した遅

延利息を乙に支払うものとする。

ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙が、その責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約締結若しくは業務の実施について、乙に不正行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下となるとき
- (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託業務期間の2分の1を超えたとき
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき

(契約解除の場合における委託料の返還)

第13条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより契約金額を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日ま

でに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第14条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第15条 乙は、乙又はこの契約における下請け契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県

契約担当者

岩手県立花巻農業高等学校

校 長 榎 原 健

乙